

金融庁のCESRへのパブリック・コメントレターの概要

総論

- CESR-Fin (CESR財務報告グループ)が11月23日開催の公聴会で意見を述べる機会を提供してくれたことに感謝。また、このレターを通じて意見を述べる機会についても感謝。資本市場のグローバル化の増大に伴い、世界の資本市場は事実上のコンバージェンス(収斂)の過程。EUを含む世界の主要資本市場の当局にとって重要なことは、こうした市場主導のプロセスの環境を支え、資本市場のグローバルかつ開放的な性格を維持すること。我々は、CESR-Finが、第3国会計基準の同等性評価のために、公正で偏りのない透明なプロセスを確保するため一層努力することを切望。
- 同等性評価に際しては、投資家保護の確保とともに、EU資本市場のグローバルかつ開放的な性格の促進やEU市場の投資家の投資機会の確保にも優先度が置かれるべき。
- 日本の会計基準は、会計ビッグバンを通じて急速に整備され、国際的な会計基準と整合性があり、同等。
- 企業会計基準委員会(ASBJ)は、今年7月に、「高品質な会計基準への国際的コンバージェンスという目標に賛同」との中期運営方針を示し、10月には、IASB(国際会計基準審議会)との間で、コンバージェンスのための共同プロジェクトについて協議を開始。金融庁は、このようなASBJの取組みを支援。

概念ペーパー案の質問に対するコメント

1. 同等性の定義と投資家のニーズとの関連性に関する提案

- CESRに対し、市場参加者の見解を客観的に考慮するよう要請。日本の会計基準に関する実務的な知識が十分でない専門家の見解を、不適切に重視するべきでなく、日本の会計基準に関する知識・経験のない外部専門家よりも、知識・経験の豊富な関係者の見解により重点が置かれるべき。我々は、CESRが、第3国の会計基準設定主体や規制当局の協力を仰ぐことを歓迎。日本の関係者はCESRの作業に喜んで貢献。
- CESRに対し、市場参加者の助言グループや外部の技術支援に頼るプロセスを透明にすることを要請。同等性評価プロセスの真の透明性確保のため、助言グループ等の参加者や助言内容を開示し、我々がそれに対して必要に応じて意見を述べる機会を与えられることが必要。

2. EU投資家の第3国会計基準に関する知識

- EUの機関投資家は日本基準を含む第3国会計基準について十分な知識を有すると想定できるが、個人投資家が十分な知識を有するとは想定し難いため、第

3国会計基準が類似の判断を可能とするかどうか評価する上で、個人投資家ではなく機関投資家の見解が考慮されるべき。個人投資家は、概ね機関投資家を通じて第3国証券発行者の証券に投資していると想定される。同等性評価においてプロ投資家と個人投資家の区別は不要。

- EUの機関投資家は、実際に、日本の会計基準を信頼して日本の証券に多額の投資を行っているといえる。2003年の外国人投資家の売買代金に占める割合は31%（証券会社の自己売買を除くと46%）、外国人投資家に占めるEUの投資家の割合は47%。また、2003年度末（2004年3月末）の外国人投資家の株式保有比率は22%に達し、過去最高。

3. 第3国で規制されていない証券発行者による第3国会計基準の使用

- 仮に米国基準が同等と評価される場合、日本の証券発行者（米国SEC登録・非登録の両者）の米国基準の使用が、EU資本市場において受け容れられるべき。

4. IAS/IFRSによってカバーされる項目

- 第3国会計基準が、IAS/IFRSがカバーしているすべての項目をカバーしていないだけの理由で、同等性を否定することは適当でない。当該項目が証券発行者と関連性がなければ同等性を否定されるべきでない。例えば、日本の会計基準には、ハイパーインフレ経済と農業に関する基準がないが、これは関連性がないため。
- CESRに対し、IAS/IFRSと第3国会計基準によってカバーされている項目との間の重要な相違にのみ、焦点を当てるよう要請。

5. 技術的評価

- CESRに対し、2005年1月1日以前に既に導入が決定されて2007年1月1日時点で強制適用される会計基準を、考慮の対象とするよう要請。
- 日本基準については、減損会計や企業結合会計が考慮の対象とされるよう要請。
- 評価に当たっては、重要な相違にのみ焦点を当てることを支持。何が重要な相違かどうかの判断に当たっては、会計基準の詳細な技術的比較を過度に行わないこと、象徴的な相違に過度に重点を置かないことが重要。基準は、財務諸表が同等に健全な品質の財務情報を示しているかどうか、そして類似の投資判断を可能にするものであるかどうかであるべき。
- 加えて、グローバルかつ開放的なEU資本市場の性格の促進、投資機会の拡大を通じたEUの投資家の利益に照らして判断されるべき。また、第3国がIAS/IFRSをその国の会計基準と同等と認めているかが考慮されるべき。

6. 矯正措置

- 3つの矯正措置 (remedies) の区別が十分に明確でない。
- 矯正措置のうち、調整計算書 (statements of reconciliation) 及び補完計算書 (supplementary statements) は、コスト便益の観点から、適当でない。いずれもかなりの数値調整 (reconciliations) が必要となり、日本企業のEU市場からの撤

退をもたらし、日本の証券発行者とEU市場の投資家の両者の利益を損う可能性。

- 追加的開示 (additional disclosure) については、開示規制に相違がある場合に限定されているが、EUの機関投資家が第3国会計基準に関する十分な知識を有していることを考慮すると、会計処理の相違についても追加的開示の対象とするべき。この場合、日本が外国会社による外国会計基準の使用を受け容れる際に、会計基準の相違に関する定性的情報の開示のみを求めていることを考慮すると、会計基準の相違に関する定性的開示に限定すべき。
- したがって、CESRに対し、会計基準に重要な相違がある場合の矯正措置としては、基準の相違に関する追加的な定性的開示のみとするよう要請。これによって、EU市場の投資家保護、EU市場のグローバルかつ開放的な性格の確保、EU市場における投資機会の確保という重要な政策目的の間で正しいバランスがとられる。
- 企業や監査法人が、矯正措置の適用について判断しやすくするように、関連する所轄当局 (relevant competent authority) が明確なガイダンスを示すとともに、企業や監査人と十分な対話を行うことが重要。

7. 早期通知メカニズム

- 同等性について定期的に再評価すること自体は、首肯できるが、問題は、再評価の頻度。証券発行者にとって、ある程度の安定性が必要であることから、毎年の再評価は行き過ぎであり、例えば3年に1度程度でよい。

(以上)